

**わたSHIGA輝く国スポ守山市開催競技救護対応業務  
委託仕様書**

**1 業務名**

わたSHIGA輝く国スポ守山市開催競技救護対応業務

**2 業務目的**

わたSHIGA輝く国スポ守山市開催競技において、看護師を派遣し、大会参加者である選手・監督、運営スタッフおよび観覧者等（以下「参加者等」という。）に対する救護対応ができる体制を構築することで、安全な大会運営を行うもの。

**3 履行期間**

契約締結日から令和7年10月17日（金）まで

**4 履行場所**

- (1) 守山市民体育館（滋賀県守山市三宅町100）
- (2) 守山市民球場（滋賀県守山市石田町335）
- (3) 野洲川歴史公園サッカー場 ビッグレイク（滋賀県守山市服部町2439）
- (4) 甲賀市水口スポーツの森（滋賀県甲賀市水口町北内貴230）

**5 業務内容**

各競技会場において、救護室待機または巡検をし、以下の業務を行うこと。

- (1) 参加者等に傷病等が発生した場合の初期対応
- (2) 傷病者が発生した場合、必要に応じて救急搬送を要請
- (3) 救護対応内容に関する発注者への報告
- (4) その他救護対応に係ること

**6 派遣人数**

看護師 15名（各会場1名/日）

**5 派遣日時および場所**

看護師の派遣日時および従事場所は以下のとおりとし、記載の時間には休憩時間を含むものとする。なお、実働時間は8時間を基本とするが、試合の進行状況等により勤務時間の短縮または延長される場合がある。

- (1) 【バレーボール：少年女子】守山市民体育館  
ア 令和7年9月28日（日） 午前9時から午後6時まで

- イ 令和7年9月29日（月） 午前9時から午後6時まで
- ウ 令和7年9月30日（火） 午前9時から午後6時まで
- エ 令和7年10月1日（水） 午前9時から午後6時まで

(2) 【ソフトボール：少年女子】 守山市民球場

- ア 令和7年9月29日（月） 午前9時から午後6時まで
- イ 令和7年9月30日（火） 午前9時から午後6時まで
- ウ 令和7年10月1日（水） 午前9時から午後6時まで

(3) 【サッカー：少年男子】 野洲川歴史公園サッカー ビッグレイク

- ア 令和7年10月3日（金） 午前9時から午後6時まで
- イ 令和7年10月4日（土） 午前9時から午後6時まで
- ウ 令和7年10月5日（日） 午前10時から午後7時まで
- エ 令和7年10月6日（月） 午前10時から午後7時まで
- オ 令和7年10月7日（火） 午前10時から午後7時まで

(4) 【サッカー：少年男子】 甲賀市水口スポーツの森

令和7年10月5日（日） 午前10時から午後7時まで

(5) 【軟式野球：成年男子】 守山市民球場

- ア 令和7年10月4日（土） 午前8時から午後5時まで
- イ 令和7年10月5日（日） 午前8時から午後5時まで

※各競技について、雨天等の影響により、予定された時間帯が変更となる可能性がある。特に、軟式野球については、順延時により10月6日（月）、10月7日（火）開催の可能性あるため、順延時の対応要員も調整すること。

## 6 派遣者の条件

(1) 以下の条件をすべて満たす者を選定すること。

- ア 看護師資格を有すること
- イ 看護師業務の実務経験が1年以上あること
- ウ イベントまたはスポーツ大会における業務経験があること
- エ 業務遂行に十分な知識、技術および能力を有すること

(2) 派遣業務を遂行するうえで心身ともに健康であること。

(3) 各競技において、可能な限り同一の看護師を派遣するように努めること。

(4) 看護師の自宅と派遣先との移動に要する交通費（有料駐車料金を含む。）は本業務委託料に含むものとする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 労働者派遣事業の許可

受注者は、労働者派遣事業の許可を有するものであること。

(2) 派遣労働者の交代

派遣業務の遂行にあたり著しく不相当と認められる者の場合には、発注者はその理由を示して、当該派遣労働者の交代を要請することができる。

(3) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(4) 機密保持

受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た機密等を他に洩らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

## 8 その他

(1) 発注者は、本業務に必要なデータおよび資料を受注者に提供する。なお、万が一、紛失、破損等が生じた場合は、すみやかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において対処すること。

(2) 受注者は業務終了後、勤務実績および対応履歴が確認できる報告書を作成し、提出すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項または業務上疑義が発生した場合は、発注者と受注者で双方協議して決定するものとする。